中國の行政區劃としての圖の起源

曾我部靜雄

一

中國の行政區劃名に圖と稱するものが多く現われるのは、明からであつて、これについては顧炎武の日知錄卷二十二、圖に、

宋時の登科錄には、必ず某縣・某鄉・某里の人と書す。蕭山縣志に曰く、鄉を改めて都となし、里を改めて圖となすは、元より始ると。嘉定縣志に曰く、圖は卽ち里なり。里と曰わずして圖と曰うは、里ごとの冊籍には首に一圖を列するを以て、故に名ずけて圖と曰うと。これなり。今、俗に省いて啚につくる。謝少連が歙志を作つて乃ち曰く、啚は音は鄙、左傳に都鄙をして章あらしむとあるは（註、襄公三十年の條）、卽ちその名を立つるの始めなりと。其の說は鑿てるなり。

と說明し、一里ごとに一冊籍にしてその始めに一里の圖を掲げてあるから、里の行政區劃をば圖とも稱すとしている。且又蕭山縣志にこれは元時代より始るとあるを引用している。蕭山縣志は明の嘉靖三十六年に林策によつて編纂された嘉靖蕭山縣志であろうと思われるが、この書を見ることが出來ないから何とも言えない。朱士嘉が撰せる中國地方志綜錄によると、嘉靖蕭山縣志は浙江省の天一閣に藏されて居る由である。この里とは明の行政區劃である里甲制の里のことである。里甲については明太祖洪武實錄卷一百三十五、洪武十四年（一三八一）正月の條に、

この月、天下の郡縣に命じて、賦役黃冊を編せしむ。その法は一百一十戶を以て里となす。一里の中、丁粮の多い者を推してこれが長となし、餘の百戶を十甲となす。甲は凡て十人。歲に里長一人、甲首十人を役して一里のことを管攝せしむ。城中を坊と曰い、城に近きを廂と曰い、鄉都を里と曰う。凡て十年に一周し、先後は則ち各〻

丁粮の多寡を以て次をなす。里ごとに編して一冊となし、冊の首に總て一圖をつくる。云云。

とある。鄉村では賦役を催課するために百十戸を以て一里とし、その中、十戸を以て里長戸とし、殘りの百戸を以て十戸ごとの十甲に分け、里ごとに一冊の帳に編してその第一頁の所に地圖を載せるとある。

上記の日知錄には、嘉定縣志を引用して、この里の編冊の初めに圖が必ずあることから、里を圖とも稱すと述べて居るが、この嘉定縣志は萬曆三十三年に重修された萬曆嘉定縣志であろうと思われる。この書は前田家の尊經閣文庫にあり、同書の卷一鄉都の所には「圖卽里也、不曰里而曰圖者、以毎里冊籍、首列一圖、故名曰圖」と見えて居る。このようなことは萬曆嘉定縣志以外の地志にも見えて居る。例えば萬曆松江府志卷九鄉保鎭市には、

府界は十三鄉なり。前志には、鄉の次には保あり、村あり、里あつて、里の民を統ぶるは衆し。今は則ち保あり、區あり、圖あつて、圖は一里となし、里の民を統ぶるは寡し。

と言い、萬曆邵武府志卷二里圖にも亦、

一百一十戸を圖となす、圖は十戸を推して一里の長となし、里は一百戸を統べて十甲の首となる。

と述べ、嘉定縣志と同樣なことを述べて居る。

明で里甲制が定められて百十戸を以て一里とする戸を組合せての行政區劃が設けられたのは、洪武實錄によれば上述の如く太祖洪武十四年のことである。戸を組合せて里と稱する行政區劃を造ることは唐及びそれ以前に既に行われ、唐では百戸を以て一里とし、五里五百戸を以て一鄉としていた。しかし唐も末期に近ずくにつれて戸の組合せは段々と崩れて行き、五代の動亂を經て宋になると、最早や戸を組合せての鄉里制は行われず、鄉を單位にして里はその小字（こあざ）となつた所の地域的な鄉里制が行われるようになつた。宋初の制度では鄉に里正・戸長・鄉書手・耆長・壯丁などの鄉職が設けられて、一鄉の各般の行政に當り、その鄉の上に縣・州・路などが位した。里正・戸長・鄉書手は鄉の催税に當り、耆長は壯丁を率いて鄉の治安維持に當つたが、仁宗の至和二年（一〇五五）に韓琦の上奏によつて里正は廢されて、それ以後は戸長が專ら催税に任ずるようになつた（續資治通鑑長編卷一七九）。その後、神宗の代になつて王安石が登場し、

新法を創めるや、その一環として熙寧三年（一〇七〇）に保甲法が發布され、この法は初めは十戸を一保とし、五保五十戸を一大保として大保長一人を置き、十大保五百戸を一都保として都保正一人、副保正一人を置いて治安を維持するを目的としていたが、間もなく五戸一保、二十五戸一大保、二百五十戸一都保の組合せとなり、軍事目的をも帶びるようになつた。但し軍事目的を持つたのは主として開封府界及び北と北西方面の保甲であつた。

防犯及び軍事を目的に造られた保甲法は次第に鄉里制に變化して行つた。これは保甲の職役である都保正・副保正は耆長の職をつとめ、大保長は戸長の職をつとめるようになつたからであつて、保正が差出される都保や、大保長が出る大保から、普通は都や保と稱する行政區劃名が鄉や里や村の外に新たに生れ出た。これは專ら南宋になつてからである。しかしこの王安石が創めた保甲法は、南宋頃になると最早や多くは戸を組合せてのものではなくなつていた。南宋では戸を組合せての防犯等を目的とする新たな保甲法や保伍法が別に各地に生れ出た。

王安石の保甲法から發生した都や保と稱する區劃名は、宋の次の元に繼承され、更に明に至つたが、明では新たに又上述の如く戸を組合せての里甲制による里と稱する行政區劃を造つたのである。里甲制の里が設けられても、舊來の鄉里制の名殘りである里も存在した。名稱が同一であつて、而も內容が異なるものが二つ共に同じ鄉村に存在するから、頗る紛らわしい次第であり、よつてこの紛らわしさを避けるために、里甲の里をば圖、鄉里制の里をば舊里とか單に里とか稱して、殊更に區別するに至づたのではないかとも思われる。そのことは嘉靖上海縣志卷一鄉保（村里附）には、先ず初めに、

鄉二・保十五・區六十五・圖三百九十八、

とあつて、鄉・保・區・圖の總數を述べ、次に

長人鄉一作長仁、縣南九十里、十六保至二十一保附焉、管區

舊里三　長人　將軍　高陽

村十二　水濱　鳳來　思政　太平（下略）

と記載して居り、萬曆松江府志卷九鄉保鎭市にも、

風涇鄉西南六十里、一二三保隸焉、管區七・圖七十一、

舊里三　風涇　涂繆　養民

村八　永康　白鶴　戴　曲塘（下略）

とあるごとく、いずれも里甲制の里は圖、鄉里制の里は舊里と稱して居り、又萬曆嚴州府志卷三鄉都 村市附 には、

建德縣鄉九、

烏楮市在縣西二十五里、

自城至二都爲賈犢鄉、里三、

賈劍里　息奸里　豐稔里　共十一圖、

自二都至四都爲新亭鄉、里五、

仁愛里　余鋪里　仁豐里　惠召里　孝弟里　共二十圖、（下略）

とあつて、これは鄉里制の里は單に里、里甲制の里は圖と稱して居ることなどから、里甲制の里をば殊更に圖と稱する理由が窺い得られる。

明に於いて里甲制の里が圖の名稱で呼ばれて一般に用いられ、更にそれが清にも及んで行つたことは、明清時代の諸文獻に多く見えている。又近頃の清水盛光氏や小畑龍雄氏などの研究には、よくこのことに觸れられている。例えば、小畑龍雄氏の山口大學文學會誌第六卷第二號に載せられた「官圖・儒圖・僧圖・軍圖等について」などはこの圖を專ら取扱つたものである。

里甲制は明初に始つたものであり、その里甲制の里をばそれを記載した帳籍の初めに圖があることによつて圖とも稱するようになつたと見做すならば、里卽圖は明より始るとしなければならない。從つて日知錄が引く蕭山縣志にこれは元より始ると言うのは誤りのこととなる。しかし圖と里甲の里との關係のような場合が、明以前に存在すれば、明と同樣に圖を以て行政區劃となすようなことにならないとも限らない。實際そのようなことが宋代にあつたのである。

二

圖が行政區劃の都の上に位して、地名を示した例が南宋の中頃の人である朱熹の朱子文集卷九十九夏稅牌由に見えている。それは、

契勘するに、人戶の遞年送納する夏稅・和買本色・折帛錢は、多くこれ應に合納すべきの數目を憑照するなし。これにて送納の或は多く或は少なきを致す。及び人戶が約束の前に在つて已に納めし數あるも、當來亦た照憑するなし。兼ねて下戶の端疋の數をなさざるは、已に降すの指揮に依つて、尺ごとに錢一百文足を納めしむ。已に

星子・都昌・建昌縣に行下し、戶ごとに牌由を置立せしめ、某圖某都の人戶がまさに納るべき夏稅・折帛・和買紬絹若干を分明し開說して、人戶に給付す。云云。

とあるもので、この文中に「某圖某都の人戶」と稱している。これは都の上に圖と稱する行政區劃のあることを示しているに他ならない。然らばこの圖とは何んであろうか。これは土地臺帳の一種、魚鱗圖冊に記載されている圖のことであろう。

魚鱗圖冊については、清水泰次博士や仁井田陞博士を始めとして多くの人が既に論ぜられている。南宋では、後に掲げる史料で明らかな如く、魚鱗圖冊のことを魚鱗簿とか魚鱗圖と稱して居るから、土地の圖と土地の記錄とから出來て居つたものであろう。南宋以後のものは兩者より成つて居り、帳冊の初めに魚鱗圖が掲げられ、それから土地に關する各種のことが記載されている。南宋のも恐らくこのようなものであつたのであろう。然らばその記載方法は明の里甲冊と全く同一である。

この魚鱗圖冊が南宋では、保正・保長を差出する保甲法の都・保と密接な關係を持つていたのである。このことは朱熹と略〻同時代の南宋の中頃の人である陳傅良の止齋先生文集卷二十一轉對論役法箚子に見えている。この箚子は、戶長や耆長などの差役法による役員は、王安石の募役法によつて民衆から免役錢を徵して必要な人員を雇うことになつていたから、最早や民衆には課さない筈にも拘らず、新たにそれ等の職役を保甲の保正や保長に義務的に代行せしめるに至つた不都合を論じたものである。この箚子で彼は言う、

役法（即ち差役法）なるものは、五等簿これなり。保甲法なるものは、魚鱗簿これなり。五等簿なるものは、以て縣を通じてこれを計つて第一より（第五に）至り、その戶の強弱を以て、各〻自から簿をつくる。魚鱗簿なるものは、以て屋を比ねてこれを計つて第一都より第幾都に至り、その戶の強弱を以てせずして、併せて一簿をつくる。各自から簿をつくれば（註、差役法の場合）、即ち第一等の中、強弱ありと雖も、要は上戶たるに失せず。第二等の中、強弱ありと雖も、要は中戶たるに失せず。その力略〻相等しきを以て、故にその役は均し。併せて一簿をつくれば（註、保甲法の場合）、即ち或は一都の中、適〻多く強戶あれば、則

ち役を歇むの日は長く、或は一都の中、適〻多く弱戸あれば、則ち役を歇むの日は短く、或は一都の中、適〻皆弱戸なれば、則ちその中に於いて一二を推排して以て強戸となさざるを得ず。則ち復た役を歇むの日はなし。その力が相殊絶せるを以て、故にその役は均しからず。これ甚だ較然たり。

と。資産によつて戸の等級を定めてある五等簿は差役法と關聯あるものであり、魚鱗簿は保甲法に關聯があるものとしている。

魚鱗圖冊は土地臺帳ではあるが、その主な使命は税役賦課の公正を期するために、その賦課の基礎となるべき土地の所有權の所在を明らかにしたものである。土地の所在を明記し、その所有者を明らかにしたものである。而もこの圖冊は保甲法から生れ出た行政區劃の都や保を基盤にして作られたことは、上記の止齋文集の箚子中に「魚鱗簿なるものは、以て屋を比ねてこれを計つて第一都より第幾都に至り」とあることや、仁井田陞博士の東方學報東京第六冊所載「支那の土地臺帳魚鱗圖冊の史的研究」に引用せる江蘇金石志所収の常熟縣經界記には、理宗の端平二年（一二三五）にこの地で作られた魚鱗圖は縣を五十都に分け、一都を更に十保に分けて土地を丈量して作つたとあることなどからして判り得るであろう。常熟縣經界記の原文は、

縣五十都、都十保、其履畝而書也、保次其號爲覈田簿號、摸其形爲魚鱗圖、

となつている。又樓鑰の攻媿集卷一百四、知梅州張祖順墓誌銘には、孝宗の淳熙年間に浙東の龍游縣の知事になつた張祖順がその管内に於いて、

保伍の法を設けて、繪いて魚鱗圖となす。

と言うことを行つたとある。

このように南宋の魚鱗圖冊は保甲法を基にして作られたものであるから、止齋文集の上記の箚子に「保甲法なるものは、魚鱗簿これなり」と言えるは、大いに理由のあることである。即ち南宋の魚鱗圖冊で用いられた行政區劃名は專ら保甲法から生まれ出た都と保とであつたのである。しかしその役員である保正と保長とは、最早や本來の保甲法の職役は勤めないで、差役法の役員である耆長と戸長との職役に就くから、實質的には差役法に變つて居つたのである。故に朱熹の朱子文集卷二十一論差役利害狀にも「そ

れ差役は都を以てし、鄉を以てせず」と言えるのは、本來の差役は鄉が單位であつたが、保甲が差役を代行するようになり、而も保甲は都を單位にするから、このように差役は都を以て單位とすると言うに至つたのである。

都や保の名稱は數詞によるのが普通であるが（稀には固有名詞のものもある）、都の數詞の場合にこれを一縣を通じて第一都から始つて第四十都、第五十都に至るものと、縣の下の鄉を單位にして、その各鄉ごとに獨立して第一都から順次に設けるものとの二樣があつた。これは南宋の諸地志や金石文などを見れば明らかであり東洋文化研究所紀要第八冊所載周藤吉之氏論文「南宋鄉都の稅制と土地所有」にも、この二樣のものが記載されている。鄉ごとに都制を施く場合には、その縣內には第一都と稱するものは鄉の數だけある譯である。從つてこれを區別するには「何の第一都」と稱するように、頭に區別する何かを冠する必要が起つて來る。曩に揭げた朱子文集卷九九夏稅牌由は「某圖某都の人戶」として、某圖を冠して區別している。この某圖とは魚鱗圖冊の圖に他ならないのであつて、魚鱗圖冊は保甲法の都・保の上に作られたことは既に述べた所である。かく某圖某都と言えば、圖は都と共に自然と地域を示すこととなり、一個の魚鱗圖冊が包含する範圍內の地域を指すこととなる。これは丁度明の里甲冊では一里が一圖であつたのと同樣である。

南宋の魚鱗圖冊の普通のものは、一鄉を單位にして造られたと思われる。南宋時代の地方の行政區劃の分類には依然として鄉が大きな姿で存在し、この鄉の下に里・村・都・保などが若干宛隸屬していたことは、南宋の諸地志や金石文などに多くその例が現われている。周藤吉之氏の東洋文化研究所紀要第八冊に載せた前記論文中にもそれ等の例が載せられている。少しくそれ等を載せるならば、嘉泰吳興志卷三鄉里の烏程縣の場合は、

永新鄉　管里十四、都副五、都獨一、
三碑鄉　管里七、　都副三、
澄靜鄉　管里六、　都副三、
（下略）

とあるのや、江蘇金石記卷十四、開禧二年十月の吳學續置田記にある吳縣では、

吳苑鄉第十都韓墟村・狩墟村、

と見え、同書卷二十の紹定二年以後のことを集めた吳學糧田續記の吳縣の場合には、

太平鄉第六都・第七都、
吳苑鄉第九都・第十都、
至德鄉第十一都、
（下略）

と見えている。又宋會要稿食貨第六十六役法の光宗紹熙二年（一一九一）八月十七日の條には、

太常少卿張叔椿言う、（上略）それ鄉あれば則ち都あり、都あれば則ち保あり。

と言い、朱子文集の別集卷十申倉部及運司檢放三縣苗米數の牌面印紙式には「某縣某鄉第　都人戶」との如き公の文書に於ける鄉・都の關係の例を示している。都・保の上に位して、その若干をまとめて總べる行政區劃は普通は鄉であつた。然らば魚鱗圖冊の場合にも、いくつかの都をまとめて造るものであれば、これは鄉を中心にまとめられた筈であり、朱子文集にある上揭の「某圖某都」の圖とは、この鄉を單位に魚鱗圖冊が造られ、鄉はこれによつて圖とも呼ばれるものであると言う事實を示しているのであろう。

南宋で魚鱗圖冊が行われた結果、圖は鄉を意味して行政區劃名として用いられる場合もあつたようであるが、これは廣く普及していたものか、又これはその後の元にまで及んだものか、私は朱子文集の一例しか知らないから、これについては何とも言えず、將來の研究に俟つこととし、今はただ明朝以前でも圖を以て行政區劃名とするような場合があつた事實を傳えて置く次第である。

註

(1)この都副五、都獨一とは保甲法の役員である都保正、副保正に關係があるように見えるが、實際は無關係のものであつて、都副五の副は都獨一の獨に對するものである。獨は單獨なるに對し、副は複數を示すものであり、この場合の副は「わかつ」か「わる」と言う意味である。從つて都副五とは都が分かれて五となり、第一都から第五都に至つて居ると言うことである。又都獨一とは獨立都が一つあると言うことである。この事實は寶慶四明志卷十二の初めに揭げられてある鄞縣の境圖を見れば明らかとなるであろう。これによると鄞縣治のある慶元府下の各鄉は、都と同性質の甲に分かれ、一鄉下には數個の甲があり、東の老界鄉一甲卽ち萬齡老界鄉一甲から始つて、西の通遠鄉六十九甲に至つて居る。これとは別に老界鄉鎭甲や手界鄉鎭甲などの獨立した甲が見えて居る。都副と都獨とは全く鄞縣下に於ける甲の分け方と同樣なことを述べて居るのである。

昭和三十二年七月二十九日稿了。

origin of modern capitalism in China have recently been taken up anew, the author intends to present certain premises indispensable to the understanding of the problem.

The Origin of T'u (圖) as Administrative Unit in China

Shizuo Sogabe

In the literature of Ming and after, we often meet with the word t'u in the sense of administrative unit. It has hitherto been said that t'u has its origin in the li-chia (里甲) system, which was set up by the Ming, when one hundred and ten households were designated as until of local administration, and put in the map. Hence, the unit itself came to be called t'u. But this system seems to have already been in existance in the Southern Sung period; we find the expression, "a certain t'u, a certain tu (都)," in Vol. 99 of the Collected Works of Chu-tzu (朱子). This shows that in the administrative system of his period t'u meant hsiang (鄉), which was on a higher level than the administrative unit, tu. In the Southern Sung period the cadastre called yü-lin-t'u-ts'ê (魚鱗圖冊) was in use with hsiang as unit. Since a map was appended to it, hsiang came to be called by the name of t'u.